二　人工衛星局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

三　携帯移動地球局対向器（携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものをいう。以下同じ。）の空中線電力の総和は、二五〇ミリワット以下であること。

四　携帯移動地球局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

五　人工衛星局対向器及び携帯移動地球局対向器の増幅度（人工衛星局対向器の入力電力に対する携帯移動地球局対向器の出力電力の比又は携帯移動地球局対向器の入力電力に対する人工衛星局対向器の出力電力の比をいう。）特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。

六　他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

別表第一号（第５条関係）

周波数許容偏差の表

［表略］

［注１～57　略］

58　次に掲げる携帯移動地球局及び地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　第49条の23の７に規定する携帯移動地球局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

$(0.1\times f\times10^{-6}+15)$ Hz

(2)　第49条の23の８に規定する携帯移動地球局及び地球局

ア　携帯移動地球局対向器

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

$(0.1\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

イ　人工衛星局対向器　300Hz

別表第二号（第６条関係）

［第１～第79　略］

第80　第49条の23の７及び第49条の23の８に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、５MHzとする。

別表第三号（第７条関係）

［１～41　略］

42　宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56、68、69及び71の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

［43～70　略］

71　第49条の23の７及び第49条の23の８に規定する無線設備の不要発射の強度の許容値は、２(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

72　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、１から71までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

別表第一号（第５条関係）

周波数許容偏差の表

［表同左］

［注１～57　同左］

［新設］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第79　同左］

［新設］

別表第三号（第７条関係）

［１～41　同左］

42　宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56、68及び69の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

［43～70　同左］

［新設］

71　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、１から70までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。